

議案第九号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について

次のとおり職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町議會議長 牧田 禎 印

### 第三章 分限・懲戒

#### 職員に分限に関する手続及び効果に関する条例

(昭和 年 月 日)  
条例 第 号

##### (この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

##### (降任免職及び休職の手続)

第二条 任命権者は法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降任し若しくは免職する場合又は同条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師二人を指定して、あらかじめ診断を行なわせなければならぬ

第五編 公務員（職員に分限に関する手続及び効果に関する条例）

い。

2 職員に意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

##### (休職の効果)

第三条 法第二十八条第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は、三年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第二十八条第二項第二号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第四条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者には、休職の期間中別に条例で定めるもののほか、いかなる給与も支給しない。

##### (この条例の実施に関し必要な事項)

第五条 この条例の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

##### 附則

(施行期日)

(島中五)

第五編 公務員 (職員の分限に関する手続及び効果に関する規則)

二四二(一)二四三(一)

1 この条例は、~~昭和二十八年三月三十一日~~ <sup>昭和二十八年三月三十一日</sup> から施行する。

( ) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の廃止

2 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十八年三月三十一日第五号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定による休職中の職員は、この条例の規定による休職中の職員とみなす。この場合において当該職員の休職の期間は、旧条例による休職期間を引継ぐものとする。

## 職員の分限に関する手続及び効果に関する規則

(昭和 年 月 日)  
規則 第 号

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和 年 条例第 号。以下「条例」という。)第五条の規定に基づき、条例の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務実績の良くない場合の降任又は免職)

第二条 任命権者は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条第一項第一号の規定により職員を降任又は免職する場合には、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的資料を検討すると共に、その職員を監督する職に在る者の意見を参しやくしななければならない。

(適格性の欠除による降任又は免職)

第三条 法第二十八条第一項第三号の規定による職員の降任又は免

(鳥中五)